

諮問番号：令和6年度諮問第5号

答申番号：令和7年度答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

令和6年6月12日、処分庁は、審査請求人に対し、令和6年度分の国民健康保険税額を24,700円と決定し、その旨を通知する賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

2 審査請求

審査請求人は、令和6年9月11日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 生活必需品の価格が高騰し、年金収入だけでは国民健康保険税の負担は苦痛である。
- (2) 国民健康保険税の均等割を廃止し、負担を軽減してほしい。
- (3) 三木市の一般会計からの繰入金を増やして、国民健康保険税を引き下げてほしい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「条例」という。）に基づいて適正に行われている。

- (2) 均等割額の課税について、法律及び条例に基づくものであり、兵庫県国民健康保険運営方針においても、被保険者の負担の公平性を確保する観点から、所得割、均等割、平等割の3方式を標準的な算定方式としているため、均等割額を課することは適法かつ適正である。
- (3) 一般会計からの繰入れについて、国民健康保険は特別会計であり、被保険者以外の市民が納めた税金も含まれる一般会計からの法定外繰入を続けることは、負担の公平性の観点からも大きな問題があるため、法定外繰入を解消することなどを目標とした三木市国民健康保険財政健全化計画を策定した。令和5年度には特別会計の赤字補填を目的とした一般会計からの法定外繰入を解消したところであり、今後も国民健康保険税額を軽減することを目的とした一般会計からの繰入れを行うことはない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に違法性があるか否かについて

ア 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である（地方税法第703条の4第2項及び条例第2条第1項）。なお、審査請求人は、介護納付金課税額算定の対象ではない（条例第2条第1項第3号及び介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号）。

イ 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の令和5年中の総所得金額、被保険者数について

は争いがなく、審査請求人の令和6年度分の国民健康保険税の税額は、条例第1条乃至第3条、第5条及び第17条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

(2) 本件処分についての不当性の検討

ア 日本国憲法第84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。その趣旨は、行政が法律の範囲を超えて恣意的な課税をすることはできないとして、国民を保護するものである。

イ また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第223条及び地方税法第2条の規定は、法律の範囲内での課税権を地方公共団体に付与しており、地方税法第3条第1項は、課税標準、税率その他賦課徴収に関することについては条例で定めなければならない旨を規定している。

ウ 審査請求人の国民健康保険税は、条例に基づき適正に算定されていることは理由(1)ア及びイで述べた通りであり、上述のとおりいわゆる租税法律主義の観点からみても、処分庁が条例の根拠なく裁量によって税額を決定する余地はないものと言うべきである。

エ 以上により、処分庁に不当性が認められるような事情はないと考えられる。

(3) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人が審査請求書において述べている「生活必需品の価格が高騰し、年金収入だけでは国民健康保険税の負担は苦痛である。」、「均等割を廃止し、負担を軽減してほしい。」、「一般会計からの繰入金を増やして国民健康保険税を引き下げてほしい。」などという主張については、審査請求人自身の生活面の状況や三木市政に対する不満や要望であり、いずれも、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求においては、審査の対象とならないこと

から、これらの審査請求人の主張は採用できない。

第5 審査庁の意見

本件審査請求は理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和7年2月19日	諮問
令和7年4月14日	調査審議
令和7年7月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和6年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、年金しか収入がないから、国民健康保険税の均等割を廃止して軽減すべきであり、また、一般会計から繰入金を増やして負担軽減を図れるはずであるという主張と理解できる。
しかしながら、法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、均等割を定める法律・条例そのものの不当性或いは一般会計から繰入れを行うべきか否かについては審査の対象外である。
- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるの

で、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和7年7月31日

三木市行政不服審査会

会長 矢形 幸之助

委員 丸茂 英雄

委員 入江 智美